

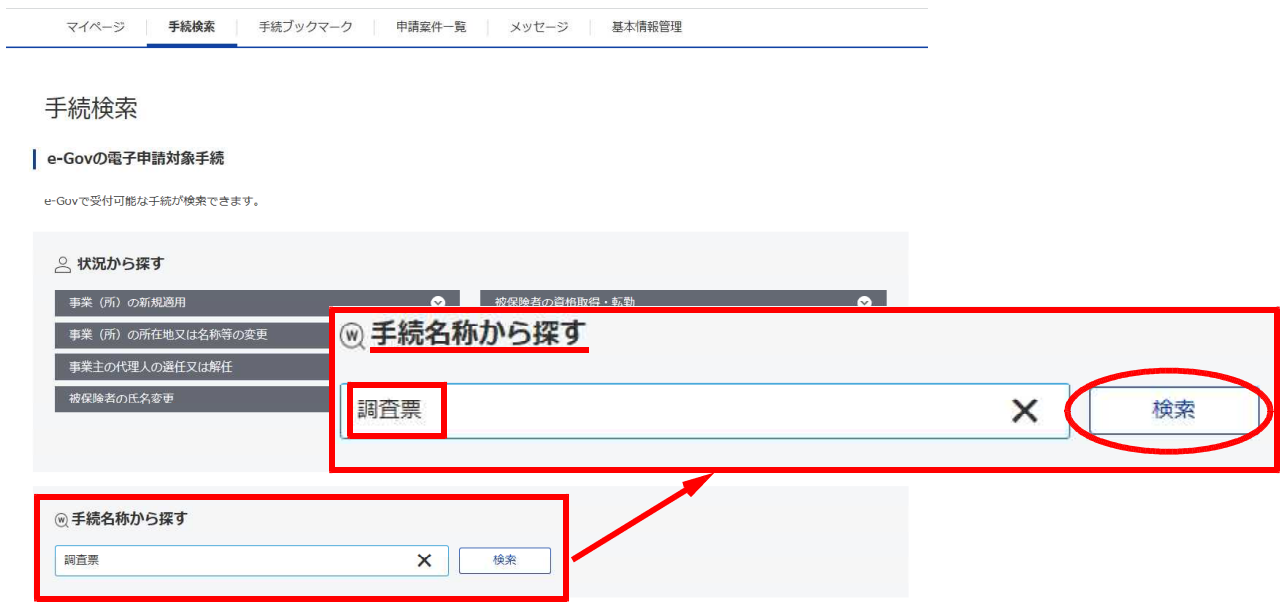
(別紙3) 2, 作業手順

② 「適用に関する調査票」を選択についての補足資料 (令和3年11月15日現在 香川県社会保険労務士会提供資料)

適用に関する調査票の様式は、以下の方法で選択することができます。



■ e-Gov ログインした直後の上記画面のタブから、『手続検索』をクリックする。



■ 「手続名称から探す」の入力欄に、「調査票」というキーワードを入力し、『検索』をクリックする。

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称: 調査票 | 所管行政機関: 選択してください

手続分野分類: | 大分類: 選択してください | 中分類: 選択してください | 小分類: 選択してください

検索

14件 << < 1 / 1 > >> 表示件数 20

適用に関する調査票
 事業主は「健康保険・厚生年金保険の適用に関する調査について」の通知を受けた場合は、源泉所得税領収証書を提出しなければなりません。
 電子署名必要 GピズID電子署名省略可

[ブックマーク](#) [申請書入力へ](#)

自動車輸送統計調査(客営業用 (全数/バス) 調査票 (一般乗合・高速乗合・貸切・特定)
 報告者が自動車輸送統計調査の調査票を提出する場合に行う

[ブックマーク](#) [申請書入力へ](#)

船員労働統計調査(船員労働統計調査票; 特殊船調査)
 手続対象者が船員労働統計調査の調査票を提出する場合に行う

[ブックマーク](#) [申請書入力へ](#)

適用に関する調査票

事業主は「健康保険・厚生年金保険の適用に関する調査について」の通知を受けた場合は、源泉所得税領収証書を提出しなければなりません。

電子署名必要

GピズID電子署名省略可

[ブックマーク](#)

[申請書入力へ](#)

- 「適用に関する調査票」をクリックすると、本ページ下記の画面のように、本届出の概要説明しているページの閲覧ができます。また『申請書入力へ』をクリックすると、次のページのように申請書の画面に移行します。

適用に関する調査票

電子署名必要 GピズID電子署名省略可

[ブックマーク](#)

手続概要	事業主は「健康保険・厚生年金保険の適用に関する調査について」の通知を受けた場合は、源泉所得税領収証書を提出しなければなりません。
根拠法令	厚生年金保険法第100条、健康保険法第198条 日本年金機構ホームページ
電子申請方法別利用案内	【手続可能な時間】24時間365日サービスしております。 年末年始、本システムの保守等が必要な場合は、上記ご利用時間内であっても、システム運用停止、休止、中断を行うことがあります。 電子申請を行う場合の留意点・記載要領 PDF
告知情報	【手続対象者】事業主 【提出時期】「健康保険・厚生年金保険の適用に関する調査について」に記載の期限まで 【手数料】- 【相談窓口】事業所の所在地を管轄する年金事務所 【審査基準】厚生年金保険法第100条、健康保険法第198条の規定のとおり 【標準処理期間】- 【不届申立方法】- 【備考】- 【別送書類】- 【備考】書面による手続に関する情報の「記載要領・記載例」は、電子申請システムにより手続を行う場合も必ずご確認ください。

[戻る](#)

[申請書入力へ](#)

2. 適用に関する調査票/電子申請

申請・届出に関する事項を入力してください。
 複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧
レビュー

必須
適用に関する調査票

適用に関する調査票

電子申請用

事業所登録記号			事業所番号		
郵便番号	〒				
事業所所在地					
事業所名称					
事業主氏名					
電話番号			(局)		
社会保険労務士の 届出代行者の記載欄					
① 源泉所得税徴収証書の 人員記入欄	<input type="checkbox"/>	記入し残りの源泉所得税 人員	<input type="checkbox"/>	記入日現在、請求・滞納を している人も、源泉徴収となっ ていない人数	<input type="checkbox"/>

次の(1)～(3)についてご記入ください。
 なお、上記が、「①+②+③」となっている場合は、(1)、(2)の記入は不要です。以下(3)についてご記入ください。

(1) ①「源泉所得税徴収証書の人員記入欄」の人数が②より多い場合は、超過する労働者に記入してください。(①>②+③)

源泉所得税支払人員には、含まれていたが、記入日現在は退職している。	<input type="checkbox"/>	人
厚生年金保険等の資格取得について手続き中。	<input type="checkbox"/>	人
その他	<input type="checkbox"/>	人

(2) ①「源泉所得税徴収証書の人員記入欄」の人数が②より少ない場合は、超過する労働者に記入してください。(①<②+③)

源泉所得税支払人員には、含まれていなかったが、記入日現在、新たに採用した。	<input type="checkbox"/>	人
厚生年金保険等の資格取得について手続き中。	<input type="checkbox"/>	人
育児休業等により、源泉徴収者であるが、源泉所得税支払人員となっていない。	<input type="checkbox"/>	人
その他	<input type="checkbox"/>	人

(3) いずれの組み合わせの場合であっても、②に1人以上の人数の記載がある場合は、以下に内訳をご記入ください。

内訳	パート	選考時間以上勤務	50歳以下	<input type="checkbox"/>	人	50～59歳	<input type="checkbox"/>	人	70歳以上	<input type="checkbox"/>	人	
	アルバイト等	選考時間未満勤務	50歳以下	<input type="checkbox"/>	人	60～69歳	<input type="checkbox"/>	人	70歳以上	<input type="checkbox"/>	人	
	外勤労働者	選考時間以上勤務	50歳以下	<input type="checkbox"/>	人	60～69歳	<input type="checkbox"/>	人	70歳以上	<input type="checkbox"/>	人	
	外勤労働者	選考時間未満勤務	50歳以下	<input type="checkbox"/>	人	60～69歳	<input type="checkbox"/>	人	70歳以上	<input type="checkbox"/>	人	
	その他 (有償・無償)	役員(特選あり)	50歳以下	<input type="checkbox"/>	人	60～69歳	<input type="checkbox"/>	人	70歳以上	<input type="checkbox"/>	人	
		専従者【個人事業所】	50歳以下	<input type="checkbox"/>	人	60～69歳	<input type="checkbox"/>	人	70歳以上	<input type="checkbox"/>	人	
			上記以外	50歳以下	<input type="checkbox"/>	人	60～69歳	<input type="checkbox"/>	人	70歳以上	<input type="checkbox"/>	人
	請負契約	請負契約をしていて、自社の施設等を利用して業務を行わせている人がいる。	<input type="checkbox"/>	人								
	派遣労働者	派遣業者から派遣されている労働者がいる。	<input type="checkbox"/>	人								
	加入免許者	社会保険協定により加入の免許が認められている人がいる。	<input type="checkbox"/>	人								
その他	具体的な理由	<input type="checkbox"/>	人									

電子申請用

添付書類

以下の書類を添付してください

- 源泉所得税徴収証書の写し(所得税額控除計算データの送信結果確認書の写し)

電子申請用

※上の画面は、申請書画面の一部を抜粋したものです。

■ 本申請の提出先は、日本年金機構本部適用調査票担当となります。なお本申請において提出先選択で選択できるのは、大分類にある日本年金機構本部適用調査票担当のみとなっています。

提出先選択

大分類(都道府県など)から順に提出先を選択してください。
 選択によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。

大分類

選択してください

日本年金機構本部適用調査票担当

中分類

小分類

キャンセル

設定

大分類

選択してください

日本年金機構本部適用調査票担当

その他留意事項について

- ・本申請を社会保険労務士が行う場合は、提出代行証明書の添付が必要です。なおGビズIDによる電子申請の場合は、社労士証票の貼付されている提出代行証明書が必要となります。
- ・本申請を社会保険労務士が行う場合の電子署名は、社会保険労務士の電子証明書にて付与してください。
- ・本申請に関するお問い合わせ先は、年金加入者ダイヤル（0570-007-123／受付時間 平日 月～金 午前8時30分～19時）となっています。